

議案第17号

平成17年度鳥取県営埋立事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度鳥取県営埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 境港外港竹内地区埋立地売却面積 1.0ヘクタール
- (2) 事業用借地権に基づく埋立地貸付面積 14.0ヘクタール

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 埋立事業収益	469,884千円
第1項 営業収益	457,529千円
第2項 営業外収益	12,355千円
支 出	
第1款 埋立事業費	558,000千円
第1項 営業費用	518,675千円
第2項 営業外費用	39,325千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額576,792千円は過年度分損益勘定留保資金576,792千円で補てんするものとする。）。

支 出

第1款 資本的支出 576,792千円

第1項 建設改良費 76,792千円

第2項 他会計からの借入金償還金 500,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 21,367千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成17年2月24日提出

鳥取県知事 片 山 善 博